

別表第3 小規模保育事業（C型）（保育認定）

地域 区分 ①	定員 区分 ②	認定 区分 ③	保育必要量区分④		処遇改善等加算 I		資格保有 ⑦
			保育標準時間認定	保育短時間認定	保育標準時間認定	保育短時間認定	
			基本分単価 ⑤	基本分単価 ⑤	⑥	⑥	
10/100 地域	6人 から 10人 まで	3号	197,160	191,610 +	1,860 × 加算率	1,810 × 加算率 +	1人 2,070 2人以上 4,140 +
	11人 から 15人 まで	3号	173,020	169,320 +	1,620 × 加算率	1,580 × 加算率 +	1人 1,380 2人 2,760 3人以上 4,140 +

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	者加算	障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用 子どもの単価に加算 ⑧ 処遇改善等加算 I	
			処遇改善等 加算 I		
10/100 地域	6人 から 10人 まで	3号	20×加算率 40×加算率	+	41,370 + 410 ×加算率
	11人 から 15人 まで	3号	10×加算率 20×加算率 30×加算率	+	41,370 + 410 ×加算率

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	減価償却費加算		賃借料加算		連携施設を 設定しない 場合 ⑪	食事の搬入につ いて自園調理又 は連携施設等か らの搬入以外の 方法による場合 ⑫	管理者を配置していない場合						
			加算額		加算額				処遇改善等 加算 I ⑬						
			標準	都市部	標準	都市部									
			⑨		⑩		⑬								
10/100 地域	6人 から 10人 まで	3号	+	3,300	3,700	+	a 地域 21,000 23,400 b 地域 11,600 12,900 c 地域 10,100 11,200 d 地域 9,000 10,000	-	2,460	-	$(⑤+⑥) \times 8/100$	-	42,960	+	420 × 加算率
	11人 から 15人 まで	3号	+	2,200	2,400	+	a 地域 28,300 31,500 b 地域 15,600 17,300 c 地域 13,600 15,100 d 地域 12,200 13,500		1,640		-		$(⑤+⑥) \times 7/100$	-	28,640

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	土曜日に閉所する場合				定員を恒常的に超過する場合 ⑮
			月に1日土曜日を閉所する場合	月に2日土曜日を閉所する場合	月に3日以上土曜日を閉所する場合 ⑭	全ての土曜日を閉所する場合	
10/100 地域	6人から10人まで	3号	$(5+6+8) \times 2/100$	$(5+6+8) \times 4/100$	$(5+6+8) \times 6/100$	$(5+6+8) \times 8/100$	$(5\sim14) \times 90/100$
	11人から15人まで	3号	$(5+6+8) \times 2/100$	$(5+6+8) \times 4/100$	$(5+6+8) \times 6/100$	$(5+6+8) \times 8/100$	

加算部分 2

処遇改善等加算Ⅱ	⑩	以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額 ・ 処遇改善等加算Ⅱ－① 48,860 × 人数A ・ 処遇改善等加算Ⅱ－② 6,110 × 人数B		※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 人数A及び人数Bについては、別に定める		
冷暖房費加算	⑪	1 級 地	1,790	4 級 地	1,240	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24 年法律第200 号）第1 条第1 号及び第2 号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から4 級地以外の地域
		2 級 地	1,590	そ の 他 地 域	110	
		3 級 地	1,570			
除雪費加算	⑫	6,100		※3 月初日の利用子どもの単価に加算		
降灰除去費加算	⑬	153,890 ÷ 3 月初日の利用子ども数		※3 月初日の利用子どもの単価に加算		
施設機能強化推進費加算	⑭	160,000（限度額） ÷ 3 月初日の利用子ども数		※3 月初日の利用子どもの単価に加算		
栄養管理加算	⑮	A	基本額 処遇改善等加算Ⅰ (76,960 + 760 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数		※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：Bを除き栄養士を雇用契約等により配置している施設 B：基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が栄養士を兼務している施設 C：A又はBを除き、栄養士を嘱託等している施設	
		B	基本額 処遇改善等加算Ⅰ (50,000 + 500 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数			
		C	基本額 10,000 ÷ 各月初日の利用子ども数			
第三者評価受審加算	⑯	150,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数		※3 月初日の利用子どもの単価に加算		